

12月よりアルコール検知器チェック義務化



業務による運転前後に、アルコール検知器を用いたチェックの義務化が12月1日より施行されることとなります。

Q1 対象となる企業は？

定員11人以上の自動車を1台以上保有、またはその他の自動車を5台以上保有

(自動二輪は1台を0.5台とします)

(法人全体ではなく事業所ごと)

(ナンバープレートの色は問いません)

Q3 マイカー通勤者は対象？

あくまで業務遂行のために運転をする者が対象です。通勤のためにマイカーを運転するのみの者や、事業所内での作業のみに従事する者は対象外です。

Q5 深夜や休日に急遽運転する場合でもチェックは必要？

深夜・休日を問わず確認が必要です。

Q2 「運転前後」とは？

業務として運転する日の出勤及び退勤時に行うことで「足ります」。

Q4 とどのように実施するのか？

原則として安全運転管理者が対面で行います。管理者が欠勤や休暇の場合は、代わりに行う補助者で大丈夫ですが、必要な対応が取れることが前提です。

Q6 直行直帰の場合は？

運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、測定結果を確認するとともに、カメラ等で顔色の確認や電話で声の調子を確認する等が必要で「す」。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまで「連絡くださいませ」。